

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の 取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者に係る建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審については、当面の間、特例的に次のとおり取り扱うこととします。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、建設業の許可等の手続でお困りの場合は、**事前に主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局の窓口**に御相談ください。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者とは

新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり決算報告書等を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関する何らかの影響を受けた者であることをいいます。

建設業の許可の更新に係る取扱い

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、許可の更新の申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、許可の更新の申請を一旦受付し、その上で申請書類がそろった段階で審査を行うなど、柔軟に対応します。

※ 申請書を受付する際に、不足書類の提出を暫約する旨の書面の提出を求める場合があります。また、一定の期間を設けた上で、その期間内に追加の書類の提出が行われない場合は、建設業の許可の更新を認めないこととする場合があります。

変更届等の提出期限について

毎事業年度経過後4月以内に提出しなければならないこととなっている、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者にあつては、**書類の内容を確定させる手続（株主総会の承認など）等が終了していないものの提出も認めます。**

※ このとき、事後的に内容が確定したものを提出する旨の暫約書の提出を求める場合があります。

経営事項審査の受審の特例について

(1) 経営事項審査の有効期間に係る特例

公共工事を発注者から直接請け負おうとする場合は、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされていますが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、**令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の**

事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば、有効な経営事項審査を受けているものとして取り扱われます。

なお、特例期間が終了する**令和3年2月1日**からは、原則どおり1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、この特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審してください。

※ 特例に該当する建設業者であっても、令和3年1月31日までの間に、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然可能です。

(2) 秋田県知事許可業者に係る経営事項審査申請の受付期間について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた秋田県知事許可業者で、定められた受付日に申請を行うことが困難な場合は、受付窓口となる地域振興局総務企画部総務経理課に、申請書持参前にあらかじめ御相談ください。

お問い合わせ先／建設業許可等に係る申請・届出窓口

《秋田県知事許可業者》各地域振興局総務企画部

鹿角地域振興局	TEL 0186-22-0456	由利地域振興局	TEL 0184-23-4153
北秋田地域振興局	TEL 0186-62-1252	仙北地域振興局	TEL 0187-63-3204
山本地域振興局	TEL 0185-52-6830	平鹿地域振興局	TEL 0182-32-1164
秋田地域振興局	TEL 018-860-3444	雄勝地域振興局	TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可業者》

東北地方整備局建政部建設産業課 TEL 022-225-2171 (代)

《全般的なお問い合わせ》

秋田県建設部建設政策課 TEL 018-860-2425